平成２５年（フ）第９５４号
広島市安佐北区三入１丁目７番１―202号
債務者　吉田　小波
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３号
愛媛県松山市和泉南６丁目２番７号　コーポ和泉202号
債務者　三木　優司
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７７号
愛媛県松山市和泉南４丁目１番６号
債務者　渡部　重喜
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７８号
愛媛県松山市和泉南４丁目１番６号
債務者　渡部　尚子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０３号
愛媛県松山市鷹子町633番地９
債務者　飯塚　政二
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０４号
愛媛県松山市鷹子町633番地９
債務者　飯塚　英美
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
高知県須崎市西町１丁目10番19号、前住所高知県須崎市西町１丁目６番16号
債務者　笹岡　儀明
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４２号
高知県高岡郡椿原町川口5895番地
債務者　藤原　良男
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時25分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４０７号
大分市横塚１丁目14番11号　サンモールＢ102
債務者　野上　哲生
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３００号
宮崎市大字跡江805番地３
債務者　大山　キヨ
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１６号
宮崎県延岡市中島町２丁目146番地　コーポムラキ204
債務者　本宮　恵子（旧姓大西・苑田）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第９０号
鹿児島県霧島市国分清水４丁目29番12号　アリスコーポ101
債務者　脇坂　幸代
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
鹿児島県薩摩川内市城上町1122番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市隈之城町1218番地２
債務者　瀬戸口秋廣
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
岩手県花巻市石鳥谷町八幡第10地割29番地２
債務者　藤原　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第７５号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第33地割16番地、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町新堀第33地割43番地７
債務者　高橋　真弓（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１１６号
宮城県大崎市古川小泉字下大小50番地７
債務者　菊池　秀子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字新笠石171番地２
債務者　八木美代子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係